

地域型保育事業の設備・運営基準等の考え方

区分	小規模保育事業			家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型事業
	A型	B型	C型			
利用定員(従う)	6～12人、13～19人の2区分		6～10、11～15人の2区分 *11～15人は、5年間の経過措置	3～5人	利用定員の3割程度を地域枠とする *地域枠定員は参酌事項	★1
年齢区分(従う)	0～2歳、定員数により年齢別定員を設定			0～2歳、年齢定員は設定しない	0～2歳、定員数により年齢別定員を設定	0～2歳
開所時間(参酌)	8時間を原則とする			8時間を原則とする	8時間を原則とする	8時間を原則とする
職員数(従う)	0歳児 3:1 1歳児 2歳児 6:1 +1名		0～2歳児 3:1(補助者をおく場合5:2)		定員20人以上は保育所と同様 定員19名以下は小規模保育(A・B型)と同様	0～2歳児 1:1
保育従事者(従う)	保育士	保育士1/2以上	家庭的保育者(家庭的保育補助者)			家庭的保育者
	*保育士以外は、必要な研修を受講 *0～2歳児4名以上の場合は、保健師または看護師を1人に限って保育士とみなす。		保育資格等の有無により、それぞれ必要な研修を受講			
設備要件(参酌)	0・1歳児:乳児室又はほふく室 2歳児:保育室			保育を行う専用居室	0・1歳児:乳児室又はほふく室 2歳児以上:保育室	—
	屋外遊技場 *付近の代替地可					
面積基準(参酌)	乳児室/ほふく室 1人3.3㎡、保育室 1人1.98㎡	乳児室/ほふく室/保育室 1人3.3㎡	1人3.3㎡(部屋は9.9㎡必要)	定員20人以上は保育所と同様、 定員19名以下は小規模保育(A・B型)と同様		—
	屋外遊技場 1人3.3㎡(2歳児)					
給食(従う)	給食	自園調理(5年間の経過措置有)/委託、連携施設等からの搬入可				—
	設備	調理設備 *20名以上の事業所内保育事業の場合は、調理室				
	職員	調理員(委託、連携施設等からの搬入を行う場合不要)				
耐火基準(参酌)	保育室等を2階以上に設置する場合、耐火・準耐火建築物/手すり等の乳幼児の転落事故防止設備			定員20人以上は保育所と同様 定員19名以下は小規模保育(A・B型)と同様		—
	消火器等の消火器具/火災報知器					
連携施設の設定(従う)	保育支援を行う連携施設を設定する(事業所内保育事業は、19名以下の場合に設定する/卒園後の受け皿については、5年間の経過措置を適用する)					乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、連携する障害児入所施設等を事業者が確保する。
給食	自園調理の場合は、基本的には対応不要。必要に応じて、献立作成、アレルギー児などの個別対応等に関するアドバイスを行う。					
嘱託医	事業者が確保し委嘱する	連携施設の嘱託医を委嘱する		事業者が確保し委嘱する		
園庭開放	当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放する。					
合同保育	当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行う。					
代替保育	保育者等の急な病休等や、研修受講時に代替保育を行う					
行事	当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。					
卒園後	卒園後の受け皿としての役割を担う。					
協定書等	合同で嘱託医の健診を受ける等、経費が必要になる場合は協定書等(契約書、覚書等)を締結する。 *協定書等を締結した場合は、小規模保育、教育・保育施設、区のそれぞれにおいて、どこどこが連携関係にあるか明示する(情報公表の対象事項)					

★1居宅訪問型の対象者は

- ①障害、疾病等の程度を勘案し、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児
- ②定員の減少又は保育所の廃止等以後も引き続き保育の提供を希望する乳幼児
- ③保育を必要とする乳幼児が、あつせん又は要請その他区による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により、施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるとき
- ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると区が認める乳幼児
- ⑤居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると区が認めるもの

《従うべき事項の考え方》

項目	国の示す基準の内容	現 状	考 え 方
家庭的保育事業			
給 食	自園調理(5年間の経過措置有り) ※調理業務の全部委託可、連携施設からの搬入可	弁当持参	5年間の経過措置(弁当持参)を適用してはどうか。
連携施設	卒園後の受け皿に係る連携施設を設定 (5年間の経過措置あり)	—	卒園後の受け皿については、5年間の経過措置を適用して、その間に受け入れ体制を整えてはどうか。 体制が整うまでは、指数を加算して利用調整にあたっての優先度を上げる対応としてはどうか。
小規模保育事業			
保育従事者	B型は保育士1/2以上	—	保育の質を確保するため、認証保育所と同等の保育士6割以上としてはどうか。
給 食	自園調理(5年間の経過措置有り) ※調理業務の全部委託可、連携施設からの搬入可	C型 ※ 弁当持参	5年間の経過措置(弁当持参)を適用してはどうか。
連携施設	卒園後の受け皿に係る連携施設を設定 (5年間の経過措置あり)	—	卒園後の受け皿については、5年間の経過措置を適用して、その間に受け入れ体制を整えてはどうか。 体制が整うまでは、指数を加算して利用調整にあたっての優先度を上げる対応としてはどうか。
事業所内保育事業			
給 食	自園調理(5年間の経過措置有り) ※調理業務の全部委託可、連携施設からの搬入可	—	事業者と協議の上、必要であれば5年間の経過措置(弁当持参)を適用してはどうか。
連携施設	卒園後の受け皿に係る連携施設を設定 (5年間の経過措置あり)	—	卒園後の受け皿については、5年間の経過措置を適用して、その間に受け入れ体制を整えてはどうか。 体制が整うまでは、指数を加算して利用調整にあたっての優先度を上げる対応としてはどうか。
居宅訪問型事業			
保育従事者	家庭的保育者	—	基本は家庭的保育者とし、障害児を保育する者は、有資格者(保育士、看護師、認定ベビーシッター)の家庭的保育者としてはどうか。

《参酌事項の考え方》

項目	国の示す基準の内容	現 状	考 え 方
小規模保育事業			
保育時間	1日につき8時間を原則とする	C型 ※ 8時間30分+延長 (朝1時間、夕2時間)	8時間(保育短時間)か11時間(保育標準時間)か、また、基本の保育時間に加えて延長をするかしないかは、保育事業者と協議のうえ定めることとしてはどうか。
家庭的保育事業			
保育時間	1日につき8時間を原則とする	8時間30分+延長 (朝1時間、夕2時間)	現行どおりを基本とし、家庭的保育者と協議のうえ定めることとしてはどうか。
事業所内保育事業			
定 員	利用定員数の3割前後の数を示している	—	定員の1/3程度を地域枠としてはどうか。
保育時間	1日につき8時間を原則とする	—	8時間(保育短時間)か11時間(保育標準時間)か、また、基本の保育時間に加えて延長をするかしないかは、保育事業者と協議のうえ定めることとしてはどうか。

※現在、小規模保育事業は実施されていないが、現行のグループ型家庭的保育事業がC型へ移行することが想定されるので、同事業の内容について記載した。